



政府統計

平成 24 年 12 月 4 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

課長 南 和男

課長補佐 上園 敬一

労働経済第一係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7622)

(直通電話) 03(3595)3145

労働経済動向調査(平成 24 年 11 月)の結果

～雇用調整を実施した事業所の割合は 33%と横ばい～

厚生労働省では、このほど、労働経済動向調査(平成 24 年 11 月)の結果を取りまとめましたので、公表します。

「労働経済動向調査」は、景気の動向、労働力需給等の変化が雇用、労働時間、賃金などに及ぼしている影響や今後の見通しについて調査し、労働経済の変化や問題点を把握することを目的に四半期ごとに実施しています。

本調査は、平成 24 年 11 月 1 日～11 月 7 日を調査期間として、主要産業の規模 30 人以上の民営事業所のうちから 5,835 事業所を抽出して調査を行い、このうち 3,191 事業所(回答率 54.7%)から回答を得ています。

(調査結果のポイント)

1 生産・売上額等の対前期増減

製造業の生産・売上額等の対前期増減は、平成 24 年 7～9 月期実績では「増加」は 25%、「減少」は 36%となった。平成 24 年 10～12 月期実績見込では「増加」は 26%、「減少」は 35%となった。(P 4 表 1)

2 生産・売上額等、所定外労働時間、正社員等雇用の状況(注 1)

ー平成 24 年 10～12 月期実績見込ー

(1) 生産・売上額等判断 D.I.は、製造業マイナス 16 ポイント、卸売業、小売業マイナス 5 ポイント、サービス業はマイナス 2 ポイントとなった(P 5 表 2、P 9 第 1 図)。

(2) 所定外労働時間判断 D.I.は、製造業マイナス 13 ポイント、卸売業、小売業マイナス 3 ポイント、サービス業は 4 ポイントとなった(P 5 表 3、P 10 第 2 図)。

(3) 正社員等雇用判断 D.I.は、製造業 0 ポイント、卸売業、小売業マイナス 3 ポイント、サービス業は 6 ポイントとなった(P 5 表 4、P 11 第 3 図)。

3 労働者の過不足状況(注 2)、雇用調整等、中途採用

(1) 平成 24 年 11 月 1 日現在、正社員等労働者過不足判断 D.I.は、14 ポイントと 6 期連続不足となった。パートタイム労働者過不足判断 D.I.は、16 ポイントと 13 期連続して不足となった。(P 6 表 6、表 7、P 13 第 5 図)

(2) 雇用調整を実施した事業所の割合(平成 24 年 7～9 月期実績)は、33%となった(P 7 表 8、P 13 第 6 図)。

(3) 「中途採用あり」とした事業所の割合(平成 24 年 7～9 月期実績)は、54%となった(P 7 表 10、P 13 第 7 図)。

4 事業の見直しと雇用面での対応方法(平成 23 年 11 月～24 年 10 月)

過去 1 年間に事業の見直しを「実施した」事業所は、調査産業計で 22%、事業の見直しに伴う雇用面での対応方法(複数回答)は、調査産業計で「配置転換」が 9%と最も多くなった。(P 8 表 11、表 12)

(注 1) 「生産・売上額等判断 D.I.」、「所定外労働時間判断 D.I.」及び「正社員等雇用判断 D.I.」とは、前期と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(注 2) 「労働者過不足判断 D.I.」とは、「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

調査結果の詳細は、別添資料をご覧ください。